

ID: 1008

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	適合の認定及び適合証の交付(公共的施設のうち、規則で定めるものであり、かつ、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物(その新築、改築、増築又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。)であるものに係るものに限る。)		
例規名 根拠条項	山口県福祉のまちづくり条例 第16条第2項		
例規番号	平成9年 山口県条例第1号		
<p><b>【根拠条文】</b> (適合証の交付)</p> <p>第16条 公共的施設所有者等は、公共的施設を構造等基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、構造等基準に適合していることを証する証票(以下「適合証」という。)の交付を請求することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が構造等基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日